

1. 議事日程（平成27年第1回北広島町議会臨時会）

平成27年4月17日
午前11時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第6号 専決処分の報告について
（工事請負契約の変更について）
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（北広島町給水条例の一部を改正する条例）
日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
（北広島町税条例等の一部を改正する条例）
日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
（北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算（第4号））
日程第9 議案第55号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真 倉 和 之	2番 中 田 節 雄	3番 久茂谷 美保之
4番 藤 堂 修 壮	5番 梅 尾 泰 文	6番 森 脇 誠 悟
7番 柿 原 徳 則	8番 室 坂 光 治	9番 中 村 勝 義
10番 伊 藤 久 幸	11番 浜 田 芳 晴	12番 藤 井 勝 丸
13番 蔵 升 芳 信	14番 田 村 忠 紘	15番 美 濃 孝 二
16番 大 林 正 行	17番 宮 本 裕 之	18番 加 計 雅 章

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副町長 空 田 賢 治	教育長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 齋 藤 幸 司	豊平支所長 多 川 信 之
総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭	税務課長 畑 田 正 法
保健課長 多 田 誠 子	町民課長 輪 田 孔 俊	上下水道課長 清 水 繁 昭
生涯学習課長 佐々木 直 彦		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯孝之 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加計雅章） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、森脇議員、7番、柿原議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（加計雅章） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。本臨時会に提案されております案件は、提案理由が関連しているものがあります。よって、本日の議事運営は、関連する議案については一括議題とし、提案理由の説明を受け、その後、議案ごとに審議、採決を行っていきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（加計雅章） 日程第3、報告第6号、専決処分の報告について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第6号について概要を申し上げます。議案集の1ページをお願いします。報告第6号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定によ

り、工事請負契約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 専決処分第9号、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分します。平成27年4月10日。工事名でございます。豊平地域プール、仮称でございます。建設工事、工事場所、北広島町都志見字坂谷2576番地、豊平総合運動公園内でございます。3、変更請負金額3億186万6480円、今回の変更に伴います増額でございますが、195万480円です。請負者、広島県山県郡北広島町都志見567番地、株式会社竹下建設豊平営業所、営業所所長、河野武彦。変更理由でございますが、豊平地域プール建設工事にかかわって、スロープ、階段の延長、擁壁の新設等を追加したことに伴う工事費の増によります最終的な精算に伴うものでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてまで

○議長（加計雅章） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてまで、3件を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第1号から承認第3号について一括して概要を申し上げます。議案集の3ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。議案集の5ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。議案集の55ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。以上、詳細については各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 承認第1号でございます。専決処分の承認を求めることにつきまして、上下水道課からご説明を申し上げます。北広島町条例第27号、北広島町給水条例の一部を改正する条例でございます。北広島町給水条例の手数料、第36条第5号、指定工事店指定登録手数料1件につき1万5000円、ただし更新登録手数料は1件につき7000円とあるもののうち、水道法の趣旨に反するため、ただし、更新登録手数料は1件につき7000円、を削除するものでございます。これにつきまして専決処分いたしました。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 続きまして、承認第2号につきまして税務課からご説明いたします。本改正、北広島町税条例等の一部を改正する条例でございますけれども、これにつきましては、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。議案集は5ページからとなっておりますが、まず最初に、平成27年度地方税制改正の骨子と町税条例の改正の概要、これをご説明いたしまして、その後、各条文が規定する内容につきましてご説明申し上げます。地方税法改正の骨子、抜粋でございますけれども、これにつきましては、消費税率10%への引き上げ延期に伴う税制措置にあわせ、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化、エコカー減税の見直しや軽自動車税のグリーン化特例の導入など税制上の措置を講じるというふうなことでございます。これを受けまして、今回の町税条例の主な改正の内容でございますけれども、まずは軽自動車税の見直しといたしまして、一定の環境性能に応じたグリーン化特例を導入しております。2点目としまして、二輪車等に係る税率の引き上げ時期を1年延長するというものでございます。次に、ふるさと納税の拡充でございます。ふるさと納税につきましては、特例控除額の拡充、申告手続の簡素化、この2点を盛り込んでおります。固定資産税の見直しといたしまして、土地に係る負担調整措置を3年間延長する。それと、たばこ税の見直しといたしまして、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止するというものでございます。こういう項目を今回の改正に盛り込んでおります。それでは、お手元にお配りしております資料によりまして、各条文が規定する内容について説明させていただきます。まず、25ページ、附則第9条でございます。ここにふるさと納税の申告特例、ワンストップ特例と言っておりますが、これを規定しております。寄附者は、寄附先の市町村等に対しまして、寄附者が居住する市町村等へ寄附した旨の通知、申告特例通知と言いますけれども、これを送付するよう要請することができると規定されております。また、要請を受けた寄附先の市町村等は、控除に必要な事項を寄附者が居住する市町村等に通知しなければならないというふうなことが規定されております。27ページになりますけれども、附則の9条の2におきまして、ふるさと納税の申告特例、ワンストップ特例を同じく規定しております。申告特例通知を受けた市町村は、所要の確認を行い、関係規定により住民税の所得割の額から控除するものとするというものでございます。控除の率につきましては、ここに規定されておられませんけれども、これまで所得割の1割を限度に控除しておりましたけれども、これを2割を限度に控除するというふうなことでございます。続きまして36ページをお願いいたします。36ページにつきましては、軽自動車税のグリーン化特例、これは税を軽減するものでございますけれども、これを規定しております。1点目としまして、電気自動車等につきましては、税率をおおむね75%軽減する。2点目としまして、平成32年の燃費基準にさらに20%以上達成したものについては50%軽減する。平成32年の燃費基準達成車につきましては、税率を25%軽減するというものを規定しております。続きまして38ページ、附則第16条の2でございます。これにつきましては、たばこ税の特例税率の廃止に伴いまして、条項の削除を行っております。続きまして42ページ、附則の第1条と第4条になりますけれども、これにつきましては、昨年度条例改正をいたしました二輪車等に係る税率の引き上げ、27年4月1日としておりましたものを1年間延長して、28年4月1日から実施するというふうなものの規定でございます。その他の改正事項といたしまして、番号法の改正、正式には、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でございますけれども、この番号法の改正に伴う改正をここに掲げております条文に対して行っております。また、土地に係る負担調整措置の3年間の延長に伴う改正、その他改正につきましては、ここに掲げております条文について改正を行っております。続きまして、承認第3号の北広島町国民健康保険税条例の一部改正の内容につきましてご説明いたします。議案集は55ページをお願いいたします。本改正につきましては、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。資料、引き続きお手元の資料をお願いいたします。資料右側をご覧ください。まず、56ページでございますけれども、第2条において限度額、課税限度額の引き上げを行っております。医療給付費分につきましては51万円を52万円に、後期高齢者支援金分につきましては、16万円を17万円に、介護納付金分につきましては14万円を16万円に引き上げております。合計81万円だったものを85万円の限度額にするというものでございます。57ページの第23条でございます。国民健康保険税の減額でございますけれども、まず、5割軽減の対象となる者、これにつきましては昨年改正しましたように、被保険者の数に世帯数を含めますけれども、この算定基準を前年度所得24万5000円に被保険者数を掛けたものに33万円を足したものの以下を対象としておりましたけれども、この24万5000円を26万円に改正するものでございます。続きまして、2割軽減の対象となる世帯の軽減の拡大でございますけれども、申しわけありません。資料の数字の訂正をお願いしたいと思います。2番目の丸の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を35万円から45万円に引き上げとありますけれども、45万円を47万円に引き上げ、に訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。この改正によりまして、前年度所得45万円に被保険者数を乗じていたものを47万円に被保険者数を乗じたものに33万円を加算した額以下を2割軽減とするというものに改正するものでございます。今回の改正につきましては、課税限度額を引き上げる一方で、軽減世帯の判定所得を引き上げることにより、軽減世帯の拡大を図るものでございます。改正の内容につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 議長（加計雅章） 以上で提案理由の説明を終わります。日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありますか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。2番、中田議員。
- 2番（中田節雄） ふるさと納税でございますが、ふるさと納税が促進されるようにということで上位法改正されております。その中で、返礼品の送付ということで、これは良識ある対応をということでありますが、これは今自治体間の競争が非常に激化しておるとということの中で、これは地方の産品をどういうふうに販売しようかという、一つの販売の手法として、これが取り入れられておると。例えば島しょ部の魚、あるいはそういった特産品、こういったものがなかなか売れないと。やはり有名なものになってきても、なかなか手に入らないということの中

で、やはりこうしたものを返礼品に盛り込んでいくということで、かなりの高額なふるさと納税がされておる。しかし、その大半は漁協とかそういったところへお金が流れて、地域の活性化にはなっておると。確かに一つの逸脱した方法ではありますが、一つの自治体間の競争の非常に激化しているところを見れば、こういった方法もやむを得ないかなと思うわけですが、その辺について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） ふるさと納税についてでありますけども、昨今いろいろ、1万円の寄附をして1万2000円の商品が届いたりというようなケースも中にはあるというようなことを聞いております。こういった行き過ぎた状況を若干是正していこうということだというふうに思いますが、具体的な基準が示されておるといことではありませんので、なかなか解釈的には難しいところはあると思いますが、一般的には、私はこれはふるさと寄附でありますので、本来、寄附をしていただいた方にお礼の部分で何がしかの品物を贈るとというのが本来の趣旨ではあるんじゃないかというふうに思っております。その辺が行き過ぎたものを若干是正すべきじゃないかということだろうというふうに思います。基本的に税制度の中での話でありますので、おのずと、ある程度ふるさとへ対しての寄附をしていくという趣旨から見ても、あまり行き過ぎた商品を送るといのは地域経済への活性化はあるかもわかりませんが、本来のこの趣旨からは少し違っているんじゃないかというふうには思っております。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） まさしく国の言うとおりに動くということでもあります。しかし、反面考えてみれば、国のこうした制度、あるいはこうしたシステム、これをうまく活用して地域経済を活性化していくということも一つの方法であろうと思うわけです。町長はかねてから、民間経営手法の導入ということをおっしゃられます。やはりこうしたことも一つのふるさと納税の趣旨には反するかもしれませんが、決して違法ではない。こうしたすれすれのところを思考していく、そのことが町民の利益、活性化につながるというふうに思うわけですが、やはりその考えは変わりませんか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） このふるさと納税の仕組みを利用して、どんどん伸ばしていきたいと、活性化していきたいという気持ちは持っております。今担当課でもいろいろ検討をしておるところでありますけども、このふるさと寄附をどんどん伸ばしていくためには、どういうふうのものが必要かということを検討して伸ばしていきたいというふうに思っております。商品だけではなくて、いろんな民泊的な体験コースとか、神楽を鑑賞できるとか、いろんなもう少し幅広い目で見れば、この北広島町の魅力をもっと発信できるツールにもなるのではないかとこのように考えております。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。地方税の改正に伴って、それぞれの税が改正をするというふうな状況で専決をされたわけですが、その中であって、説明が少し欲しいなというふうに思うんですが、固定資産税の見直しということで、土地に係る負担調整措置の3年間延長、これは先ほど説明がございました。この中身が空き家等対策の推進に関する特例措置法に基づく勧告の対象となった特定空き家等に係る土地を住宅用地特例の対象から除外をするというものでありますが、これは早く空き家等を何とか対策をしていかなくては

ならないなというふうな状況の中で、改正が見られるであろうというふうに期待をしていたんでありますけれども、それが3年間延長ということでありまして、ここの説明をもう少し詳しくお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） まず、ご質問の負担調整措置の3年間の延長でございますけれども、これにつきましては、後段申されました、特定空き家に係る特例の対象外除外というふうなことは別のものがございます。まず、土地に係る負担調整措置の3年間の延長といえますのは、平成9年の評価の見直しだったと思いますけれども、そのときに宅地等に係る評価をかなり見直して、2倍から3倍というふうな大きな評価の見直しがございました。それに係る負担調整ということで、一気に課税標準額を上げるのではなくて段階的に課税標準を評価額に近づけていくと。一気に税金を上げずに段階的に上げていくというのがこの負担調整でございます。これを長年かけて調整を加えながら、実際の評価額に近づけているものがございますけれども、まだその実質の評価額に課税標準額が達していないものがございますので、これをさらに延長して、段階的に課税標準額、税額でございますけれども、それを本来の評価額に近づけていく措置を継続するというものがございます。後段申されました空き家等対策の促進に係る土地の評価でございますけれども、これは新たに出た考え方でございまして、空き家対策につきましては、現在国、県含めまして大きな課題として取り組んでおります。本町も当然それと同時に取り組んでおりますけれども、この空き家、特に特定空き家、危険家屋とも言われますけれども、それについてなかなか解体等が進まないというふうなことがございます。その理由として、家屋が土地の上であれば、その土地そのものが住宅用の土地として6分の1、3分の1の税額の軽減措置がございます。こういうことから危険家屋の解体が進まないというふうなことが一つ言われておりますので、それに対応するために特定空き家に指定されたものについては、この特例を除外するという考え方が今示されているものがございます。これにつきましては、特定空き家、空き家に対応する法整備、条例も含めまして、そこら辺の整備を受けた段階で進めていくものがございますので、この27年度において、これを実施するというものではございません。28年度以降にこの課税について検討していくというものでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今の説明で、正当な評価額まで一気に持っていくというふうな状況にないのが段階的に上げていくというのがまず1点、もう1点は、危険家屋の取り崩しが固定資産税、上に家屋が建っている下の土地の固定資産税について6分の1、あるいは3分の1の軽減が認められているがために危険家屋の撤去が難しい。その撤去すると、免除されていた税額が一気に膨れ上がって、固定資産税額が高くなるという現象が今あるわけです。これは、今社会的に大きな問題となっていて、危険家屋なんだけでも固定資産税が高つくし、あるいは、その家屋を崩すのに費用もかかっていくから、このままにしておこうかなという状況が続いていて、これはいろいろな自治体でも、国でも、非常にどのような方法でしていこうか、あるいは固定資産税の減額というものを取り除こうかというふうなことが協議の対象になっているというふうなことでありますけれども、いずれにしても、これはかなり早い時期に何らかの方法をしないと、国道、県道、町道に家が壊れて、交通の、あるいは、それ以外に危険な状況が生まれてくるということでもあります。昨年の12月にも町内の空き家という情報が出されましたけれども、倒壊が24戸、それから倒壊の可能性があると戸数も138戸というふうに数字も出されて、

この町に出されているわけでありますから、ぜひそのあたり税金の関係も含めて、町も何とかこういう危険な家屋があるのを適切に地権者の方と話ができたり、あるいは地権者の方との接触が可能になったり、どなたが持っておられるのかという課税情報もいろいろと処理をしていくために、そういう必要な部署に閲覧をされるというふうなことも含めて協議していく必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 税の観点から説明させていただきます。この特定空き家に対する特例の除外につきましては、評価基準の話でございますので、そこら辺をどういうふうに指定していくのかというところは、先ほど申し上げましたように、関係例規等を整備した後ということになるかと思えます。しかしながら、本町におきましては、都市部と違いまして、土地自体の評価額、比較しまして、それほど高くはございません。その6分の1、3分の1の軽減措置がネックになっているのかというところはちょっと不確かな部分がございます。家屋があれば、家屋のほうには課税しておりますので、家屋を撤去すれば、家屋の課税分が減るというふうな、ここら辺の兼ね合いがあるかと思えます。それと、空き家対策に対して課税情報の提供というふうなことございましたけども、これにつきましても、法整備上、そういう情報提供ができるというふうな流れの中で整理がされてきておりますので、それにのっとなって必要な情報を共有しながら空き家対策がとれるような体制を組んでいきたいと思っております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 今の3年間の延長で関連をして質問させていただくんですが、本来の課税標準額といいますか、評価がまだ標準のところまでいってないので、3年かけて少しずつまた上げていこうということだと思えるんですけども、土地が全国的に下落をして、また少しずつ持ち直ししているという状況ですが、土地の評価は相当、価格も下がってきておるんだけども、固定資産税の評価がなかなか下がらないという町民の方の声をよく耳にします。実際はまだまだ本来の評価のところまでいってないんだという話は私なりにもさせてもらうんですけども、まだそのところがなかなか理解をしていただけてない状況もあるかと思えます。この条例が施行されるということになれば、もう少し納付書発行される時になろうかと思えますけども、もう少しわかりやすい、納税者にわかりやすい資料を添付をする必要があるんじゃないかというふうに思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 土地に係る負担調整のご質問でございますけども、なかなかわかりにくいということでございます。土地につきましては、先ほど申されましたように、特に宅地につきましては鑑定評価を入れながら、3年ごとに評価がえをしているわけですけども、この27年度評価がえ、最初の年ですけども、鑑定評価によれば前回よりも下がっております。そのことから固定資産全体の収入減の見込みをしておりますけども、この負担調整につきましては、本来の評価額に達したものの、そうでないもの、これ数がそれぞれ分かれておまして、達したのものもかなりあると思っております。達していないものにつきまして税額が下がらないというふうなお話だと思いますけども、このことにつきましては納付書送付の際にも、そういう内容のものを入れて、Q&A方式で入れさせてもらっておりますけども、確かにわかりにくいというのはおっしゃるとおりだと思います。ここら辺についてどういうことができるのかということについて、少し検討させていただきたいと思えます。いろんな冊子、お配りする冊子の中にも、

この負担調整部分の説明出ているんですけども、これ1対1でご説明しないとなかなかわかりづらいところがございますので、そういう口頭説明も含めまして対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この承認3号は、国民健康保険税の限度額を引き上げるといふのと、中・低所得者層への拡大ということだと思っておりますが、専決処分した理由としては、3月31日国が公布し、4月1日から実施ということの説明を受けておりますが、じゃあ全国とは言いませんが、県内全ての市町でこの法に基づいた条例改正の専決処分は行っているのかどうか。自治体によって低く抑えているところはないのかどうかを第1に伺いたい。2つ目は、この限度額が国保、後期医療、介護分合わせて81万円が85万円と4万円引き上がりますが、その対象となる数、世帯数になると思っておりますが、これによった増収額は幾らと試算しているか伺いたい。3点目は、中・低所得者にかかわる保険税の減免措置、法定減免になるわけですが、この所得額が若干引き上がる、減免になる世帯数が増えるということなんです、対象となる世帯数、そしてこれによる減収分、これ幾らになるか、この3点をお伺いします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） まず、1点目の今回の改正について、他の自治体はどうかということでございますけども、他の自治体の動向については把握しておりません。同様に、この地方税法の改正にのっとり改正しているものと思っております。2点目の限度額の引き上げに伴う影響でございますけども、まず対象世帯数でございますが、それぞれ3区分、合計で63世帯でございます。これに係る増収分でございますけども、約83万円と試算しております。今申し上げている数値は26年度実績をもとに試算したものでございます。3点目の減額に係る影響でございますけども、世帯数につきましては、5割軽減、2割軽減合わせまして76世帯、減収分につきましては約174万円と試算しております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） ほかの市町がどうしているかよくわかってないということですけど、私も全部は調べてませんが、全国でも自治体によって、このとおりにやってないところあるんです。条例で定めないとできないわけですから。県内でも海田町が現在の最高限度額が77万円、ここは81万円です。だから1回分おくらせているわけです。今回もまだ専決処分をしているかどうか、はっきり出されてませんし、やる予定も聞いてませんということでした。ですから、先ほど税務課長が認識しているように、全ての市町がこの法にのっとりやっていると認めているということになっていないんです。ですから、その内容について、国の法律改正、この税制改正について全て従う義務があるという根拠、これを教えてほしい。もう1点、増収分ですが、

限度額で、このことによって対象になるのが63世帯、83万円の金額の増収ということでした。どれくらい限度額が上がっているのか、聞いてもいいんですが、時間の関係でこちらで言いましょう。後期高齢者医療保険制度が導入されて、後期医療に対する納付金が増えたのが平成21年、これで介護分と合わせて一緒になってくるわけですが、この6年前と比べて16万円も増えているんです、81万円から16万円引いたものだったんですよ、6年前。ですから最高限度額がどんどんどんどん上がっているということになってはいますが、こういうことになっているのかどうか、北広島町は。それを伺いたい。6年前と比べて16万円上がっているかどうか。3点目は、中・低所得者への減免ですが、76世帯が対象になって、この方たちは負担が減る、174万円と。それほど大きな額ではありませんが、この条例改正が、片や限度額を引き上げるということで、町民に負担をかけることの内容と、もう1点が減免になる対象世帯数が増える、町民にとっては負担が軽くなる。負担が重くなる内容と負担が軽くなるものを一つの条例で出されているわけですが、これ別々に提案してもらったほうがいいと思うんです。上げるのに反対、拡大、負担を軽くするのは賛成ということの意見もあるわけですから、なぜ、一緒なのかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 1点目の今回の条例改正、なぜ地方税法に合わせて改正をしなければいけないのかというふうな根拠ということでございますけども、まず、課税につきましては、基本的には地方税法に根拠を求めるものでございます。この法律におきまして、税体系全体の税目それぞれの考え方を整理しながら示したものが上位法にございます。これに従って本町においては標準税率で行っているというのが基本でございます。2点目の限度額の引き上げ、6年前から16万円上がっているということのご指摘でございますけども、済みません、平成21年の限度額の数字を今持っておりませんので、そのことについて今答えることはできません。申しわけありません。3点目の引き上げと軽減、この両方を一度に提案するのではなくて別々にということでございますけども、この限度額の引き上げと軽減につきましては、双方のバランスをとって改正をしていくと。負担の観点からの調整ということでございますので、まず、一方をとるというふうなことではなくて、同一の条例の中で、双方の調整をとりながら整理をしていくというのが本来であろうかと思えます。また、施行時期につきましても同一日、当然同一日でないとできませんので、同一条例、同一施行という中で調整をとるということで、別々にというふうなことは考えておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 専決処分の関係で、考え方を整理する意味で、地方税法が変わったから変えるということですけど、そうはいつでも根拠がないんです、やらなくてはいけないという。実際にそうになってない、県内でも海田町はそうになっていない。違反しているのかと、違反もしてない。ですから、4月1日以降に臨時会を開いて提案することがなぜできなかったのか、またできないのか伺いたい。限度額の引き上げ分についてわからないということなんで、これは大きな負担になっているわけです。ですから、実際にどれぐらいの負担がずうっとなっているのかというのはぜひ調べる必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうお考えなのかを伺いたいと思えます。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 今回の改正について、4月1日ではなくて、その後の議会において提案

して議決したらどうかというふうなことでございますけども、この国保税につきまして、もう他の税と同じように地方税法に基づいて、根拠を持ってやっているものでございます。その施行期日につきましても、その同時期に行っていくのが適当であろうというふうに思っております。また、負担の増についての経緯を押えていく必要があるというふうなことでございます。当然そのように考えております。その経緯も含めながら、当然に検討していく必要があるかと思えます。国保につきましては、これを検討する運営協議会等がございますので、そういう場でもそういう話をしていきながら、この国保のあり方について進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに、5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。今の美濃議員の質問に対する限度額の上限が上がったところ、あるいは、軽減自体が拡大するというふうな状況での負担のバランスというふうなことをおっしゃいました。そうであるとすれば、国民健康保険税という税金、これは担税能力に応じて、負担能力に応じて税額を決めていくという本来の趣旨でありましようから、保険税も、あるいは所得税、住民税と同じように、自分が扶養している扶養親族の数を控除の中に入れて算定されるべき税金ではないかなというふうに理解をするんです。このたびの部分については、所得額から一定の金額を引いて、所得割、あるいは人数割、世帯割で計算をされるんであると思いますけども、そこら辺のところを、例えば北広島町の隣の広島市であれば、多分所得額から扶養人員1人当たり幾ら幾らの控除額を引いて、住民税と同じような扱いで計算をされるというふうに私は理解をするんですけども、そこら辺のところも含めて、本来の担税能力に応じた税制というのが成り立っているというふうに思われるかどうかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 国保税の算定のお話だろうと思いますけども、他の税目とのバランス、特に住民税とのバランスということでございますが、この軽減となる所得、これは住民税の計算による前年所得にのっとなってやっているものでございまして、今申されました広島市分については、法の考え方は恐らく、去年広島市のほうも改正をされまして、本町と同じような考え方になったというふうに思っております。それまでが特定なお名前上げますけども、広島市のほうが、そこら辺の控除額が住民税との算定との差異があったというふうに考えられているんじゃないかと思っております。今は同一の考え方で整理をしております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） ということは、結論は、もともとの国民健康保険税、あるいは国民健康保険料のあり方が隣の市のほうが、これまでずっと長年長年してこられた方法が適当ではなかったから、北広島町が行っている方向に変更なされたのだということを明言をされますか。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 算定の仕方が適当であるかどうかというところは、その団体が考えるべきものでございまして、そこを判断しているものではございません。現在、今同一の考え方で進めているというふうなことをご説明しただけでございます。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。承認第3号に反対する理由を述べます。まず、こ

の承認は、地方税法等を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から実施されるため、町議会を開く時間がないからと専決処分したもののことですが、これは町民の負担にかかわるものであり、専決処分すべきものではないと考えます。まして、この法改正は、国に全て従わなければならないというものではなく、なおさらのものです。第2に、この専決処分による条例改正は、国民健康保険税の賦課限度額を81万円から85万円に大幅に引き上げるもので、6年前と比べても16万円も引き上がります。国言いなりで限度額を引き上げるだけでは、国のやり方が一番いいと認めることとなります。一方で、5割軽減、2割軽減の対象者が拡大し、低所得者に対する国保税の軽減が図られることは評価できますが、7割軽減の判定は33万円以下と据え置きになっています。そもそも国保会計が厳しくなったのは、国庫負担の引き下げにあり、国保法を改悪した1984年の49.8%から、2010年には25.6%と半分減っているからです。また、国保制度は、もともと農林水産業と自営業を主な対象としていましたが、現在は年金生活者や失業者、非正規労働者の占める割合が増え、約8割にも上っており、適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険となっているのです。そのため高い国保税、過酷な滞納回収で命を守るべき国保が生活と健康、命を脅かすものとなっているのです。そのため今回のように限度額を引き上げて、その増収分を中・低所得者層に回して負担増を抑制する方式では抜本的改革を先送りするだけです。北広島町ですべきことは、住民の命と健康を守る社会保障の制度を守るため、国に対して国庫負担をもとに戻すよう強く働きかけるとともに、他県では実施している県補助金を広島県に求めるとともに、北広島町独自にでも公費を繰り入れ住民負担軽減の努力をすべきです。さらに平成27年度の予算では、医療給付費は約9000万円減額されており、どうしても国保税を引き上げる理由とはなりません。以上を主な理由として、この承認に反対するものです。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について承認することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて及び

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて及び日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括議題とします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第4号及び承認第5号について一括して概要を申し上げます。議案集の59ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第6号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。議案集の61ページをお願いします。承認第5号、専決処分の承認を

求めることにつきましては、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。以上、詳細については、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは承認第4号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第6号につきまして、町民課より説明させていただきます。別冊の予算書のほうをご覧くださいと思います。予算書の歳出の事項別明細書1ページ、2ページ目をご覧くださいと思います。今回補正をいたしますのは、11款2項1目直営診療施設勘定繰入金でございます。これを339万8000円増額しまして1232万8000円とするものでございます。これは平成26年度の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令、算定省令の改正によりまして、平成26年度国民健康保険特別調整交付金、国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付額が増額となりましたので、今回補正で増額を行うものでございます。続いて歳入のほうをご覧くださいと思います。歳入の事項別明細書1ページ、2ページ目でございますけれども、3款2項1目財政調整交付金の2節特別調整交付金を339万8000円増額し、1億2644万3000円とするものでございます。歳出の予備費、歳入の財政調整基金繰入金につきましては、調整のため増額しているものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 続きまして、承認第5号、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第4号について、保健課から説明をさせていただきます。先ほどの補正の予算書の中の仕切りの次の診療所特別会計のところをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部の1、2ページをお開きください。1款総務費につきましては339万8000円を一般会計から特定財源の繰入金のほうに財源更正をさせていただきました。それから5款予備費のほうに340万増額をさせていただきます。次に、歳入の事項別明細書の歳入の部をお開きください。2款使用料及び手数料、1目文書料につきましては調整をさせていただいたものです。3款繰入金、1項他会計繰入金、2目国民健康保険特別会計繰入金339万8000円につきましては、先ほど町民課長のほうにご説明をさせていただいたとおり、平成26年度において国民健康保険調整交付金算定省令の改正があったために、国民健康保険特別会計からの繰入金を増額させていただくものでございます。内訳としましては、雄鹿原診療所分として255万2000円、八幡診療所分として84万6000円でございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 以上で提案理由の説明を終わります。日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありますか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を行います、質疑はありますか。質疑なしと認

めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第55号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第9、議案第55号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第55号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第1号です。本案は、収益的支出におきまして、既決の支出予定額に76万2000円を追加し、支出予定額を1億7256万5000円とするものです。以上、詳細については担当から説明します。
- 議長（加計雅章） 上下水道課長。
- 上下水道課長（清水繁昭） 議案第55号、北広島町水道事業会計でございます。平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第1号。平成27年度北広島町水道事業会計補正予算説明書、6ページのほうをご覧ください。収益的支出、支出、事業費用、営業外費用の雑支出を15万3000円の増額。同じく事業費用、特別損失、過年度損益修正損を60万9000円増額するものでございます。これらの増額理由でございますけれども、過年度損益修正損の60万9000円は、水道法の趣旨に反するため、返還すべき指定工事店登録手数料1件当たり7000円の87件分でございます。また、雑支出の15万3000円は、徴収した更新登録手数料の5年間分の利息1件1750円の87件に当たるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（加計雅章） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第55号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第1号についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第55号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成27年第1回北広島町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 12分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員